

鑑定人に なられる方のために

(平成15年12月改訂)



最高裁判所

<http://www.courts.go.jp/>

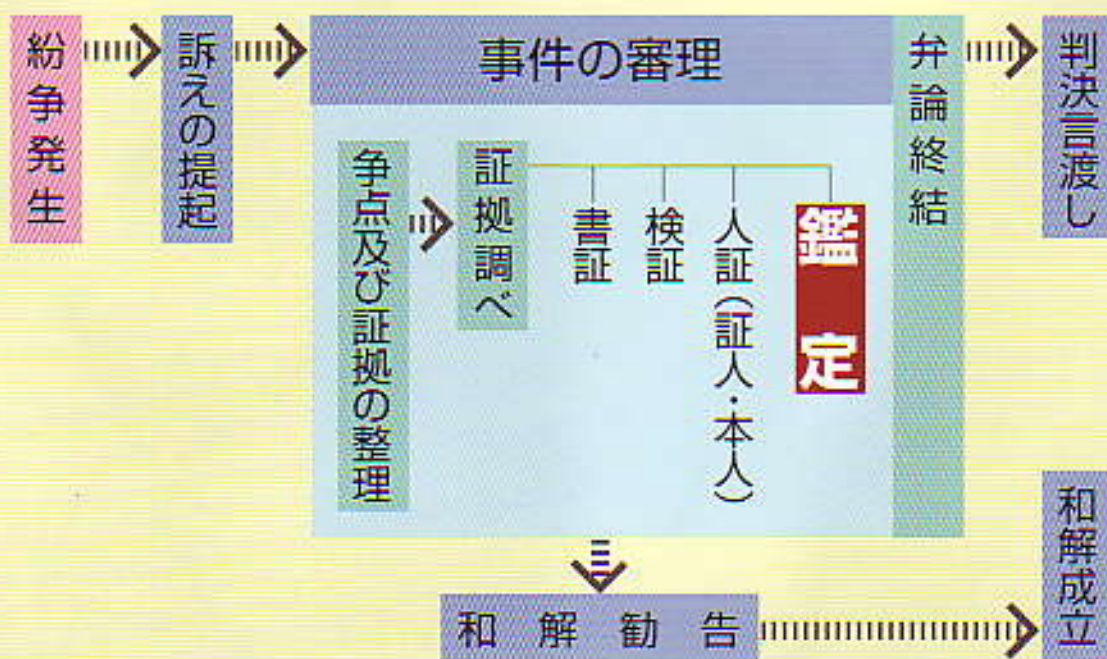


鑑定とは？

各分野の専門家が有する専門的な学識や経験を、裁判官が事件について判断する際に役立てるための手続です。

鑑定は、裁判において、専門的な学識・経験を必要とする事柄、例えば、医師の診療行為の適否や建築物の欠陥（瑕疵）の有無等が争いのポイントとなった場合に、裁判官が判断をする際の参考にするため、専門家の方に、専門的な学識・経験に基づく意見を述べていただく裁判上の制度（民事訴訟法212条以下）です。

訴訟の流れ



参考：鑑定人に配慮した鑑定手続の改善

平成15年の民事訴訟法等の改正により、鑑定手続は、より鑑定人に配慮した形に変わりました。具体的な改善ポイントについては、末尾の「鑑定人に配慮した鑑定手続の改善」を御覧ください。



鑑定人とは？

中立、公正な立場で鑑定を行う人です。

鑑定人は、専門的な学識・経験を有し、かつ、社会的にも信頼されている専門家の方々の中から、裁判所が依頼します。

鑑定人には、争っている当事者のどちらか一方の側に立つのではなく、中立、公正な第三者の立場から、専門的な学識・経験に基づいて鑑定を行っていただきます。

鑑定結果は、鑑定人御自身の責任で出していただきますが、鑑定作業を補助者に手伝わせたり、他の専門家の意見を参考にする事は差し支えありません。



最近の裁判は？

医学、建築学、機械工学等、いろいろな専門分野が問題となる裁判が増加しています。

このような専門的な学識・経験を必要とする裁判では、裁判官の専門的な知識を補充するため、早期に、専門的な学識・経験を有する鑑定人を選任して裁判に関与していただくことが必要になります。しかし、実際には、様々な理由から（末尾の「鑑定人に配慮した鑑定手続の改善」参照）、専門家の方に鑑定をなかなか引き受けていただけないケースもあり、鑑定人の選任に時間がかかり、そのために裁判が長期化してしまうこともあります。

裁判所は、こうした問題点の指摘を真剣に受け止め、それぞれの分野の専門家の方々からも意見を伺いながら、より早く鑑定を引き受けていただけるような環境づくりに努めてきました。また、平成15年の民事訴訟法等の改正により、こうした問題に対処するための鑑定手続の改善が図られています。

参考：鑑定以外の専門家の関与

平成15年の民事訴訟法の改正で創設された専門委員制度は、専門訴訟の審理の全段階（争点整理、証拠調べ等）において、裁判所が専門家（専門委員）の説明を聞くことができるようにするものです。

専門委員は、専門的な学識・経験に基づいて職務を行う点で鑑定人と似ていますが、その身分は非常勤の公務員であり、また、専門委員はあくまでも専門的事項の説明を求められるものにすぎず、その説明が証拠になるわけではない点で、鑑定人と異なっています。

鑑定事項について、鑑定資料を基礎として、鑑定人の専門的な学識・経験を生かして検討していただきます。裁判所から送付した鑑定資料以外の資料を利用した場合は、そのことを鑑定書に明記してください。

また、鑑定人が裁判に立ち会い、裁判官の許可の下、当事者等に直接質問することもできます。



作業

鑑定書の提出

鑑定書提出後の補足説明等

鑑定料の支払

事件結果の通知

鑑定書が提出された後、報酬及び費用を鑑定人に支払います。

事案によっては、鑑定書提出後、鑑定書の内容や根拠について補足するため、以下のようなお願いをすることがあります。

- ・書面を提出して説明していただくこと
- ・口頭で説明し、それについて、裁判官、当事者等からの質問にお答えいただくこと

鑑定の結果は、判決をする上で重要な意味を持っていますので、御協力ください。

事件が終了しましたら、できる限り事件の結果（判決、和解等）のあらましを御連絡いたします。

鑑定Q&A



Q 鑑定書はどのように作成するのですか？

A 鑑定書は、鑑定結果をまとめて裁判所に報告する書面です。鑑定事項ごとに、結論と結論を導き出すに至った理由とを記載してください。

また、裁判所では、鑑定書のフォーム例や法律用語の解説集等を収録した「鑑定人CD-ROM」を、初めて鑑定人を引き受けていただいた方等にお渡ししています。

Q 鑑定人は、裁判所に必ず行かなくてはならないのですか？

A 基本的には、鑑定結果を書面（鑑定書）で提出していただきますが、必要がある場合には、裁判所に来ていただいて、鑑定事項等に関する打合せに参加していただいたり、口頭で鑑定書の内容を補足して説明していただいたり、裁判官や当事者等からの鑑定結果に関する質問に回答していただいたりすることがあります。

ただ、鑑定人が、仕事が多忙で時間がとれない、遠方に住んでいる等の事情により、事件を担当する裁判所に来ていただくことができない時には、テレビ会議システムを利用し、テレビ会議装置の設置された最寄りの裁判所又は裁判所以外で裁判所が相当と認める場所から、画面を通して説明・回答することができます（裏表紙参照）。鑑定事項等の打合せでは、電話会議システムの利用も可能です。遠慮なく裁判所に御相談ください。

Q 鑑定を行っている間に、困った点があったらどうしたらよいですか？

A 鑑定について疑問点や不明な点がある場合、その他、御質問等がある場合は、遠慮なく裁判所に御連絡ください。

なお、鑑定人を受け入れた経験のある専門家の方等から従来より指摘されていた問題点を踏まえて、平成15年の民事訴訟法等の改正により、鑑定手続の改善が図られています（次頁参照）。

鑑定人に配慮した鑑定手続の改善

平成15年に民事訴訟法・規則が改正され、鑑定手続について、専門家としての鑑定人に配慮した改善がなされました。この改正による鑑定手続改善のポイントは次のとおり（左が改正前、右が改正後の改善内容）です。

I 鑑定人の負担が大きい

○鑑定事項についての鑑定人と裁判所・当事者の協議

鑑定人にいきなり記録一式を送付
鑑定事項の趣旨が不明



鑑定事項の内容や鑑定に必要な資料について、鑑定人を交えて協議

○鑑定人質問におけるテレビ会議システムの利用範囲の拡大

テレビ会議システムのある最寄りの裁判所に出頭が必要



テレビ会議システムのある勤務先(医療機関等)にいたままで可能

○鑑定書の提出期間の定め

提出期間が不明確



裁判長が、鑑定人の意見を聴いた上で、提出期間を決定

II 鑑定人尋問で不適切な質問を受ける

○鑑定人に対する質問事項(補充鑑定事項)の事前送付

尋問前に尋問事項が知らされない



裁判所は、質問事項を定め、書面に記載した上、鑑定人に事前送付

○鑑定人に対する質問の順序

一問一答方式のため自分の意見を思うように述べられない



先に鑑定人から包括的に口頭説明、次に裁判長、当事者の順で質問

○鑑定人に対する質問の内容

鑑定意見の内容・根拠に無関係な人格非難等の質問



質問は、鑑定意見の根拠の確認等のために行う旨の規定を整備

テレビ会議システムが利用できます

テレビ会議システムを利用した鑑定人の意見陳述は、裁判所同士を接続し、鑑定人が、テレビ会議装置がある最寄りの裁判所に出向いて行うほか、裁判所が相当と認める場所（鑑定人の勤務先等）にテレビ会議装置が設置されている場合に、その場所と事件を担当する裁判所を接続して、鑑定人が勤務先等にいたままで行うこともできます。

※裁判所との間で相互に接続可能な場合に限られます。



写真：裁判所(ラウンドテーブル法廷)と鑑定人の勤務先をテレビ会議システムで接続して行う審理(模擬)



鑑定は、専門分野に関わる争いを、迅速かつ適切に解決していくために非常に重要な制度です。専門家の方は、御自身の研究や職務等で御多忙とは存じますが、是非、鑑定の重要性を御理解いただき、裁判所の鑑定に御協力いただきますようお願いいたします。

連絡先：